

議案第七十三号

港区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
港区外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
付 則
- 2 包括外部監査契約は、二会計年度ごとに一回締結する。

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後初めて包括外部監査契約を締結する会計年度は、平成三十会計年度とする。

（説明）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、条例で定めることとされた包括外部監査契約を締結する会計年度を定める必要があるため、本案を提出いたします。